

伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

伊達市長 須田 博行

伊達市条例第23号

伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(以下別紙)

伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊達市国民健康保険税条例（平成18年伊達市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民健康保険事業納付金」を「国民健康保険事業費納付金」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項第2号中「後期高齢者支援等」を「後期高齢者支援金等」に改め、同項に次の1号を加える。

- （4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.93」を「100分の6.12」に改める。

第5条中「29,500円」を「25,600円」に改める。

第5条の2第1号中「条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「19,700円」を「17,200円」に改め、同条第2号中「9,850円」を「8,600円」に改め、同条第3号中「14,775円」を「12,900円」に改める。

第6条中「100分の2.58」を「100分の2.75」に改める。

第7条の2中「10,800円」を「11,400円」に改める。

第7条の3中「世帯平等割額」を「世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「7,200円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の2.24」を「100分の2.28」に改める。

第9条の2中「11,300円」を「11,200円」に改める。

第9条の3中「5,600円」を「5,500円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

（2）特定世帯 400円

（3）特定継続世帯 600円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「20,650円」を「17,920円」に改め、同号イ（ア）中「13,790円」を「12,040円」に改め、同号イ（イ）中「6,895円」を「6,020円」に改め、同号イ（ウ）中「10,343円」を「9,030円」に改め、同号ウ中「7,560円」を「7,980円」に改め、同号エ（ア）中「5,040円」を「5,320円」に改め、同号エ（イ）中「2,520円」を「2,660円」に改め、同号エ（ウ）中「3,780円」を「3,990円」に改め、同号オ中「7,910円」を「7,840円」に改め、同号カ中「3,920円」を「3,850円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（イ）特定世帯 280円

（ウ）特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「14,750円」を「12,800円」に改め、同号イ（ア）中「9,850円」を「8,600円」に改め、同号イ（イ）中「4,925円」を「4,300円」に改め、同号イ（ウ）中「7,388円」を「6,450円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,700円」に改め、同号エ（ア）中「3,600円」を「3,800円」に改め、同号エ（イ）中「1,800円」を「1,900円」に改め、同号エ（ウ）中「2,700円」を「2,850円」に改め、同号オ中「5,650円」を「5,600円」に改め、同号カ中「2,800円」を「2,750円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ）特定世帯 200円

（ウ）特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「5,900円」を「5,120円」に改め、同号イ（ア）中「3,940円」を「3,440円」に改め、同号イ（イ）中「1,970円」を「1,720円」に改め、同号イ（ウ）中「2,955円」を「2,580円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,280円」に改め、同号エ（ア）中「1,440円」を「1,520円」に改め、同号エ（イ）中「720円」を「760円」に改め、同号エ（ウ）中「1,080円」を「1,140円」に改め、同号オ中「2,260円」を「2,240円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,100円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保

険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ）特定世帯 80円

（ウ）特定継続世帯 120円

第23条第2項第1号ア中「4,425円」を「3,840円」に改め、同号イ中「7,375円」を「6,400円」に改め、同号ウ中「11,800円」を「10,240円」に改め、同号エ中「14,750円」を「12,800円」に改め、同項第2号ア中「1,620円」を「1,710円」に改め、同号イ中「2,700円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「4,320円」を「4,560円」に改め、同号エ中「5,400円」を「5,700円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

（7）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（9）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18

歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第24条の3第1項第1号中「法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加える。

附則第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第17項及び第18項中「条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第19項及び第20項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の伊達市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。